

消費税の期限内納付を忘れずに。!

消費税には
申告・納付期限^(※1)
があります。

申告・納付には
e-Taxが
利用できます。

個人事業者
の方は振替納税
も利用できます。

確定申告書等作成コーナー
で手軽に申告書が
作成できます。

- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※2)。
- 期限を過ぎると延滞税がかかる場合があります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。
- 免税事業者から新たにインボイス発行事業者になられた方には、税負担や事務負担を軽減できる2割特例^(※4)があります。

期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします!

納税資金の積立てには、ダイレクト納付による予納(予納ダイレクト)が便利です。利用にあたっては、事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回 (確定申告1回、中間申告11回)
400万円超 4,800万円以下	年4回 (確定申告1回、中間申告3回)
48万円超 400万円以下	年2回 (確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回 ^(※5) (確定申告1回、中間申告不要)

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

※2 インボイス発行事業者の方は、基準期間の課税売上高にかかわらず、消費税の申告が必要です。また、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。

※4 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、2割特例を適用できません。なお、2割特例の適用を受けた事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間中に簡易課税制度の適用を受けようとする場合は、その適用を受けようとする課税期間の末日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することで、簡易課税制度の適用を受けることが可能です。

※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により猶予が認められることがありますので、納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

